

# 沖縄県地域医療介護総合確保基金事業(介護ロボット導入支援事業) 補助金実施要綱

## (趣旨)

**第1条** この要綱は、沖縄県地域医療介護総合確保基金事業（介護ロボット導入支援事業）補助金（以下「補助金」という。）の対象となる事業の実施に関する必要な事務手続き等について、沖縄県補助金等の交付に関する規則（昭和47年沖縄県規則第102号）及び沖縄県地域医療介護総合確保基金事業補助金交付要綱（介護分）（以下「補助金交付要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものである。

## (目的)

**第2条** 介護サービス事業者が介護ロボットを導入する経費の一部を助成することにより、介護ロボットの使用による介護従事者の身体的負担の軽減や業務の効率化など、介護従事者が継続して就労するための環境整備を進め、介護従事者の確保を図る。

## (事業概要)

**第3条** 沖縄県内の介護事業者が、介護ロボットを導入する際に係る経費（以下「介護ロボット導入」という。）及び見守り機器を効果的に活用するために必要な通信環境を整備するための経費（以下「見守り通信環境整備」という。）の一部を補助する。

### 1 補助対象者

別表1の介護保険法に基づく介護サービスを提供する沖縄県内の事業所等を対象とし、予算の範囲内において補助事業者を別に決定するものとする。

### 2 介護ロボット導入の補助対象機器

次の(1)から(3)全ての要件を満たすものであること

#### (1) 目的要件

別表2のとおり、日常生活支援における、①移乗介護、②移動支援、③排泄支援、④見守り・コミュニケーション、⑤入浴支援、⑥介護支援業務のいずれかの場面において使用され、介護従事者の負担軽減効果のある介護ロボットであること。

#### (2) 技術的要件

次のいずれかの要件を満たす介護ロボットであること。

ア ロボット技術(※)を活用して、従来の機器ではできなかった優位性を発揮するロボット

※①センサー等により外界や自己の状況を認識し、②これによって得られた情報を解析し、③その結果に応じた動作を行う介護ロボット

イ 経済産業省が行う「ロボット介護機器開発・導入促進事業」（平成30年度からは「ロボット介護機器開発・標準化事業」）において採択された介護ロボット（「重点分野6分野13項目の対象機器・システムの開発」に限る。）

(3) 市場的要件

販売価格が公表されており、一般に購入若しくはリース又はレンタルできる状態にあること

### 3 補助対象経費

補助金の対象経費は、次のとおりとする。

(1) 介護ロボット導入

介護ロボットの購入又はレンタル、リースにかかる経費

※ 機器の導入の方法がリース又はレンタルによる場合は、原則3年以上のリース又はレンタル契約を締結するものとし、この場合において対象となる経費は、申請する年度分のリース又はレンタル料とする。

(2) 見守り通信環境整備（新たに見守り機器を導入する場合に限る）

ア Wi-Fi 環境を整備するために必要な経費

（配線工事（Wi-Fi 環境整備のために必要な有線LAN の設備工事も含む）、モデム・ルーター、アクセスポイント、システム管理サーバー、ネットワーク構築など）

イ 職員間の情報共有や職員の移動負担を軽減するなど効果・効率的なコミュニケーションを図るためのインカムを導入するための必要な経費（デジタル簡易無線登録型等のWi-Fi 非対応型のインカムを含む。）

ウ 介護ロボット機器を用いて得られる情報を介護記録にシステム連動させるために必要な経費（介護ロボット機器を用いて得られる情報とシステム連動可能な介護記録ソフトウェア（既存の介護記録ソフトウェアの改修経費も含む）、バイタル測定が可能なウェアラブル端末、介護ロボットを用いて得られる情報とソフトウェア間を接続するためのゲートウェイ装置等

※ 既に見守り機器を導入している場合において、見守り機器を効果的に活用するために必要な通信環境の整備を行う場合も対象とする。

ただし、以下のものは補助対象経費から除くものとする。

ア 消費税及び地方消費税

イ 初期設定費

ウ 運搬費

エ 設置工事費（介護ロボット導入によるもの）

オ 保険料

カ 機器のメンテナンスに要する経費、インターネット回線使用料等の通信費等

キ 交付決定前の購入、レンタルリース、整備の契約を締結したもの

- ク 導入翌年度以降のレンタル、リースに要する経費
- ケ その他本事業として適当と認められない経費

#### 4 補助額等

##### (1) 介護ロボット導入

ア 1 機器につき、次の(ア)に該当する場合には補助対象経費に4分の3を乗じた額（千円未満切り捨て）、(イ)に該当する場合には補助対象経費に2分の1を乗じた額（千円未満切り捨て）とする。

(ア) 次の要件 a 及び b をともに満たす介護事業所

- a 少なくとも見守りセンサー、インカム・スマートフォン等のICT機器、介護記録ソフトを活用し、従前の介護職員等の人員体制の効率化を行うことを予定していること
- b 利用者のケアの質の維持・向上や職員の休憩時間の確保等の負担軽減に資する取組を行うことを予定していること

(イ) (ア)以外の介護事業所

ただし、1 機器あたりの補助上限は、次のとおりとする。

区 分	基準額
移乗支援・入浴支援の介護ロボット	1 0 0 万円
上記以外	3 0 万円

イ 1 回あたりの限度台数は、利用定員数の2割の数（1 台未満は切り上げ）とする。

ウ 1 計画につき、1 回の補助とする。

##### (2) 見守り通信環境整備

ア 1 事業所につき、次の(ア)に該当する場合には補助対象経費に4分の3を乗じた額（千円未満切り捨て）、(イ)に該当する場合には補助対象経費に2分の1を乗じた額（千円未満切り捨て）とする。

ただし、150万円を補助上限とする。

(ア) 次の要件 a 及び b をともに満たす介護事業所

- a 少なくとも見守りセンサー、インカム・スマートフォン等のICT機器、介護記録ソフトを活用し、従前の介護職員等の人員体制の効率化を行うことを予定していること
- b 利用者のケアの質の維持・向上や職員の休憩時間の確保等の負担軽減に資する取組を行うことを予定していること

(イ) (ア)以外の介護事業所

イ 1 事業所につき、1 回の補助とする。

#### (補助金の交付申請)

**第4条** 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助事業者」という。）は、補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、別に定める期日ま

でに知事に提出しなければならない。

### (補助金の交付条件)

**第5条** この補助金の交付の決定は、次に掲げる事項を条件として付する。

- 1 介護ロボット普及のため、沖縄県や他事業者に対して、導入した介護ロボットに関する情報（導入効果等）の提供に協力をする事。
- 2 他の補助金を受けて導入する機器については、本事業における補助の対象とはならない。
- 3 補助事業の内容を変更する場合は、あらかじめ補助金の変更承認申請書（様式第2号）を知事に提出し承認を受けなければならない。
- 4 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ中止（廃止）承認申請書（様式第3号）を知事に提出し承認を受けなければならない。
- 5 補助金等が予定の期間内に完了しない場合又は補助金等の遂行が困難となった場合においては、すみやかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- 6 補助事業に係る関係書類の保存については、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業が完了する日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。
- 7 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。）第2条第2号）又は暴力団員（同法第2条第6号）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であってはならない。
- 8 この補助事業によって取得し、又は効用の増加した財産は、知事の承認を受けずに、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保の用に供してはならないこと。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間を経過している場合はこの限りではない。
- 9 財産は、財産管理台帳及びその他関係書類を整備保管し、当該補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的に従って、その効果的な運用を図ること。
- 10 財産のうち、一件あたりの取得価格が30万円以上のものを処分しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けること。ただし、大蔵省令に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間を経過している場合はこの限りではない。
- 11 補助事業者が購入により導入した財産を3年を経ず処分した場合、またはレンタル、リースにより導入した場合で、その契約を3年を経ずして解除した場合は、既に交付を行った補助金の全部または一部を返還させることができる。ただし、レンタル、リースにより導入した財産を購入するためにレンタル、リースに係る契約を解除した場合は、この限りではない。
- 12 補助事業を行う者が1から11までにより付した条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を沖縄県に納付させることがある。

### **(補助金の交付決定)**

**第6条** 補助金の交付申請があったときは、当該申請書を審査し、適当と認めるときは補助金の交付決定を行い、補助事業者に対し通知するものとする。

### **(交付申請の取り下げ)**

**第7条** 補助事業者は、前条の交付決定の通知に係る内容又はこれに付された条件に不服があり補助金の取下げをする場合は、補助金の交付決定の通知を受けた日から起算して20日以内に、交付申請取下げ書（様式第4号）を知事に提出しなければならない。

### **(実績報告)**

**第8条** 補助事業者は、補助事業が完了した日（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）から起算して30日を経過した日又は交付の決定を受けた年度の3月31日のいずれか早い期日までに、事業実績報告書（様式第5号）を知事に提出しなければならない。

### **(補助金の額の確定)**

**第9条** 知事は、前条の報告を受けたときは、実績報告書の審査及び必要に応じて現地調査を行い、その報告に係る補助事業等の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

### **(補助金の請求)**

**第10条** 補助事業者が額の確定通知を受けたときは、補助金交付請求書（様式第6号）を知事に提出するものとする。また、知事は、当該請求書の提出を受けた場合には、その内容を審査し、適正と認めたときは、速やかに補助金の交付を行うものとする。

### **(導入効果の報告)**

**第11条** 補助事業者は、本事業で導入した介護ロボットを使用することによって得られた業務効率化や職場改善等の効果に関するデータを介護ロボット導入効果報告書（様式7号）に取りまとめ、導入年度の翌年度から3年間、毎年4月30日までに知事に報告するものとする。

### **(その他)**

**第12条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

#### **附 則**

この要綱は、令和元年6月14日から施行する。

#### **附 則**

この要綱は、令和2年7月7日から施行し、令和2年度介護ロボット導入

支援事業補助金から適用する。

### **附 則**

この要綱は、令和3年8月4日から施行し、令和3年度介護ロボット導入支援事業補助金から適用する。